

国・地域名

EU

<p>人口・経済発展状況等</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口：1億2,563万人 (2020年1月推計値、「人口推移」総務省統計局) ●実質GDP成長率：-4.6% (2020年度、内閣府) ●1人あたりGDP(名目):4万146ドル (2020年4月、IMF) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 4億4,732 万人 ・ 実質GDP成長率 -6.1 % ・ 1人あたりのGDP(実質) 2万6,290 ユーロ ・ 為替レート 123.31 ユーロ ・ 日本の直接投資額 206 億ドル ・ 進出日系企業数(のべ) 6,136 社 ・ 在留邦人 15万0,806 人 ・ 訪日外客数 151,481 万人 ・ 日本食レストラン数 n/a 店 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年、EU統計局 (EUROSTAT) (EU27カ国) 2020年、EU統計局 (EUROSTAT) (EU27カ国) 2020年、EU統計局 (EUROSTAT) (EU27カ国) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング為替相場 2020年間平均 (TTS) 2020年、JETRO「直接投資統計 日本の国・地域別対外直接投資(国際収支ベース、ネット、フロー)」(EU27カ国) 2019年10月1日時点。外務省「海外進出日系企業拠点数調査」2019年調査結果 (EU27カ国) 2019年10月1日時点。外務省「海外在留邦人数調査統計」令和2年版 (EU27カ国) 2020年、日本政府観光局 (JNTO)
<p>日本からの農林水産物輸出状況 (EU28カ国) (2020年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省)</p>	<p>488億円 うち農産物417億円 (85.3%)、林産物9億円 (1.8%)、水産物63億円 (12.9%)</p> <p>輸出額の多い品目：アルコール飲料、ソース混合調味料、緑茶、醤油、播種用の種等、ホタテ貝</p>	
<p>味覚、嗜好上の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU各国が独自の食文化をもつ (詳細は各国編参照)。 	
<p>制度的制約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛肉を除く生鮮肉は日本からの輸出は不可。牛肉については認定を受けた北海道、群馬県、栃木県、岐阜県、京都府、兵庫県、宮崎県、鹿児島県の12施設からの出荷に限り可。 ・ ケーシングについては認定を受けた北海道、静岡県2施設からの出荷に限り可。 ・ 卵及び卵製品については認定を受けた兵庫県の1施設、ゼラチン・コラーゲンについては認定を受けた静岡県、大阪府の3施設からの出荷に限り可。 ・ その他、牛肉以外の肉類、乳に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可(2021年12月時点)。 ・ 2021年4月21日から施行された新規則により、動物性加工済原料(魚粉末、液卵、脱脂粉乳等)を含む混合食品を輸出する際に、動物性加工済原料がEU域内外の認定施設由来であること等を証明するために公的機関が発行する公的証明書(Official Certificate)又は事業者による自己宣誓書(Private Attestation)の添付が必要。 ・ 水産物については品目ごとにHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可(天然水産物の場合、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書も必要)。 ・ 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物等がEUでは認められていないことがある。例えば日本で使用が認められている一部の天然添加物の使用が認められていない。EUで使用できない添加物の例：赤106号(漬物)、クチナシ色素、ベニバナ色素、ベニコウジ色素など。 ・ 日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残留農薬検査、当該検査証明書の提出等が必要になる場合がある。 ・ ワインおよび蒸留酒の容量規制：指定されている容量サイズで販売する義務がある。リキュールも該当。ただし日本酒および日本で瓶詰めされた日本産の720mlおよび1800mlの容器の単式蒸留焼酎は該当しない。 ・ オーガニック製品について、2017年10月19日よりオンラインシステムTRACESを通じ、輸出証明書を電子申請する必要がある。 <p><原発関連規制></p> <p>2021年10月10日以降、日本産食品への輸入規制が改訂され、原発規制対象が変更された。2021年10月時点での規制措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質検査証明書を要求。 <ul style="list-style-type: none"> ①福島県：一部の水産物(ブリ、ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ、甲殻類、軟体動物[ホタテ含む]、海藻及び活魚を除く水産物)、柿(乾燥品)、野生のきのこ類、一部の山菜類(野生のワラ) ②宮城県：野生のきのこ類、一部の山菜類(タケノコ、野生のワラビ、コシアブラ、ゼンマイ) ③群馬県：一部の水産物(ブリ、ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ、甲殻類、軟体動物[ホタテ含む]、海藻及び活魚を除く水産物)、一部の山菜類(コシアブラ) ④山形県、山梨県、静岡県：野生のきのこ類 ⑤長野県、茨城県、新潟県：野生のきのこ類、一部の山菜類(コシアブラ) ⑥岩手県：野生のきのこ類 ⑦47都道府県：上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目または生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料。 ・ 原産都道府県を示す産地証明書を添付する。 <ul style="list-style-type: none"> 47都道府県：放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。または放射性物質検査証明書が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料。 	
<p>商流・物流・商習慣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の規制当局(通関当局)がEU規制を十分正確に把握していないことがあり、また解釈にばらつきがあることから、同じ商品でも、通関する港または時期によって通関の可否が異なることが多い。 	
<p>Eコマースの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 域内電子商取引規模は6,210億ユーロ程度と推定されている(2019年、EU28カ国ベース)。 ・ COVID19の影響については、2021年1月のアンケート調査によると2020年11-12月中にロックダウンを経験した者のうち、79%の者がオンラインの売り上げがロックダウンによりかさ上げされたと回答。特に日用品や娯楽用品のカテゴリーで、それぞれ84.2%、78.9%の回答者が増加したと回答した。一方、旅行関連は73.7%が減少したと回答した。 	
<p>外食・小売等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品・飲料業界の市場規模は1兆2,050億ユーロ程度、雇用者数は482万人と推定されている(2017年、EU28カ国ベース)。 ・ 各国独自の食文化に基づく料理や食材を提供する外食・小売店以外にも、チェーン店や移民経営による多様なルートが存在する 	
<p>日本食普及状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寿司店はEU域内の主要都市で見られるが、中国系または韓国系の事業者が提供していることが多い。またテイクアウト用に、現地スーパーマーケットなどでも広く販売されている(EU域内共通)。また、寿司に使う海苔やワサビの需要も増加している。 ・ 日本食=ヘルシーのイメージは定着し、豆腐や海藻類などの消費も増えている(EU域内共通)。 ・ 寿司やてんぷら以外にも、お好み焼きやラーメンなども人気が高く、多様な日本の食文化が広まりつつある(EU域内共通)。 ・ 日本産食材へのニーズは継続してあり、高額商品から、一般の小売店で取り扱うものまで、品目も増加しつつある。ゆずや抹茶などは日本語のまま現地で定着し、これらを使用した食品、飲料なども増えている。 ・ 水産物：日本産養殖ハマチやホタテのニーズは高いが、EUHACCP認定の施設からの出荷に限られており、施設の認定促進が必要。 ・ 茶：緑茶茶葉だけでなく、抹茶やほうじ茶もニーズが高まっている。日本茶の安全性や健康イメージ、カテキンなどの機能性成分による効能のPRが有効。 	